

日清グループ 人権方針

1. 人権尊重に関する基本的な考え方

日清グループは、人権尊重が企業の社会的責任の根幹であると認識し、国際人権章典および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を支持・尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、日清グループのすべての役員および従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、派遣社員を含む）に適用します。

また、日清グループの事業活動に関わるビジネスパートナーの皆様にも本方針の趣旨を理解いただき、その実践にご協力いただくことをお願いします。

3. 法令の遵守

日清グループは、事業活動を行う国や地域における関連法令・規則を遵守します。

4. 教育・啓発

日清グループは、すべての役員および従業員に対して人権尊重に関する教育・啓発活動を実施し、本方針の理解と実践を促進します。

5. 人権デューディリジェンス

日清グループは、事業活動における人権への負の影響（強制労働、児童労働、差別、ハラスメントなど）を特定し、その防止または軽減を図るため、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。

6. 是正および救済措置

日清グループの事業活動において、人権に対する負の影響が確認された場合は、原因の究明を行い、是正および救済に向けた適切な対応を行います。

7. ステークホルダーとの対話・協議

日清グループは、人権に関する負の影響の予防および軽減を目的として、社内外のステークホルダーとの建設的な対話や協議に努めます。

8. 推進体制

日清グループは、本方針の遵守状況と取組について、定期的に日清グループの経営審議会等に付議、報告します。